

第32回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年6月18日(金曜日)
午後6時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

令和3年6月18日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年6月18日付災対第2061号で示された「まん延防止等重点措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

催物の開催制限の目安並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

(1) 期 間：6月21日～7月11日

(2) 人数上限：5,000人以下

(3) 収 容 率

①大声なし：100%以内

②大声あり：50%以内

(4) 開催時間：午後9時まで

2 公共施設等について

(1) 期 間：6月21日～7月11日

(2) 利用時間：午後8時まで。ただし、庭球場、弓道場及び不特定多数に向けて集客するイベント等は、午後9時までとします。

※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。

(3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり

(4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

3 参考資料

令和3年6月18日付災対第2061号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 6/1 ～6/20 (前週) | 対策等 | 6/21 ～7/11 | 対策等 | |
|---------------------|-----------------------|----------------------|--|---------------|---|-------------------------------------|
| 庁舎・出張所 | 本庁・合同庁舎 | △ | 南館1階「情報ルーム」は使用不可。 | ○ | | |
| | 北辰出張所 | ○ | | ○ | | |
| 斎場 | | ○ | 座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。 | ○ | 座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。 | |
| 福祉文化会館（オークシアター） | | × | 貸室予約受付は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | |
| 市民総合センター（クリエイトセンター） | | × | | △ | | |
| 教育センター | | × | 相談業務については、運用マニュアル等に基づいた感染予防対策を徹底した上で行う。 | ○ | 感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。 | |
| 消費生活センター | | ○ | | ○ | | |
| 市民活動センター | | × | 貸室予約受付・相談業務は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | |
| 男女共生センターローズWAM | | × | 貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | |
| 生涯学習センターきらめき | | × | 貸室予約受付は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。音楽スタジオ、録音スタジオ及び大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | |
| 保健 | 保健医療センター | ○ | 感染症予防対策を徹底する。 | ○ | 感染症予防対策を徹底する。 | |
| | こども健康センター | ○ | | ○ | | |
| 東保健福祉センター | | ○ | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 | ○ | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 | |
| 高齢者福祉 | 高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき | × | 休館とする。 | ○ | 高唱を伴う全ての利用について制限する。 | |
| | 福井多世代交流センター | × | | ○ | | |
| | 葦原多世代交流センター | × | | ○ | | 高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。 |
| | 沢池多世代交流センター | × | | ○ | | 高唱を伴う全ての利用について制限する。 |
| | 西河原多世代交流センター | × | | ○ | | 高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。 |
| | 南茨木多世代交流センター | × | | ○ | | 高唱を伴う全ての利用について制限する。 |
| | いきいき交流広場 | × | 休所とする。 | ○ | 高唱を伴う全ての利用について制限する。 | |
| | コミュニティデイハウス | × | 閉所とする。 | ○ | カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事での会話を禁止した上で食事の提供を実施 | |
| 街かどデイハウス | × | | ○ | | | |
| 障害者（児）福祉 | 障害福祉センターハートフル | △ | 貸室は、閉館。生活介護等事業は、感染予防に留意しながら実施 | ○ | 貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止 | |
| | 障害者就労支援センターかしの木園 | ○ | 感染予防に留意しながら事業を実施 | ○ | 感染予防に留意しながら事業を実施 | |
| | 障害者生活支援センターともしび園 | ○ | | ○ | | |
| | あけぼの学園 | ○ | 通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。 | ○ | 通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。 | |
| | すくすく親子教室 | ○ | 親子ひろばは中止。見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。 | ○ | 親子ひろばは人数を縮小して実施。（6組→4組）見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。 | |
| 子育て支援 | 子育て支援総合センター | △ | 親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんにちは赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続 | ○ | 親子交流の場定員8組、一時預り定員6人、各完全入替制、感染防止対策の上実施 | |
| | 子育てすこやかセンター | △ | 親子交流の場、就労等以外の一時的預りは休止 | ○ | 一時預り定員6人、感染症対策を徹底の上実施 | |

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 6/1 ～6/20 (前週) | 対策等 | 6/21 ～7/11 | 対策等 |
|---------------------|----------------|----------------------|--|---------------|--------------------------|
| 体育館 | 市民体育館 | × | 予約受付は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。）の利用を制限する。 |
| | 福井市民体育館 | × | | △ | |
| | 南市民体育館 | × | | △ | |
| | 東市民体育館 | × | 予約受付は実施。 | △ | |
| プール | 西河原市民プール | × | | △ | 屋外プールは夏期間休場。 |
| | 中条市民プール | × | 休業中（オフシーズン） | × | 6月中は休業中（オフシーズン）。夏期間休場。 |
| | 五十鈴市民プール | × | | △ | 屋外プールは夏期間休場。 |
| 運動広場・グラウンド・庭 球場等 | 東雲運動広場グラウンド | × | 施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。 | ○ | |
| | 春日丘運動広場グラウンド | × | | △ | 20時以降の利用を制限する。 |
| | 若園運動広場グラウンド | × | | ○ | |
| | 福井運動広場グラウンド | × | | △ | 20時以降の利用を制限する。 |
| | 桑原運動広場グラウンド | × | | ○ | |
| | 桑原運動広場フットサル場 | × | | ○ | |
| | 桑原ふれあい運動広場 | × | ○ | | |
| | 中央公園北グラウンド | × | 施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。 | △ | 20時以降の利用を制限する。 |
| | 中央公園南グラウンド | × | | △ | |
| | 鳥3号公園大グラウンド | × | | △ | |
| | 鳥3号公園小グラウンド | × | | △ | |
| | 西河原公園北グラウンド | × | | △ | |
| | 西河原公園南グラウンド | × | | ○ | |
| | 若園公園グラウンド | × | | ○ | |
| | 水尾公園グラウンド | × | | ○ | |
| | 沢良宜公園グラウンド | × | | ○ | |
| | 忍頂寺スポーツ公園グラウンド | × | | ○ | |
| | 東雲運動広場庭球場 | × | | ○ | |
| | 春日丘運動広場庭球場 | × | | ○ | |
| | 福井運動広場庭球場 | × | | ○ | |
| | 桑原運動広場庭球場 | × | | ○ | |
| | 若園公園庭球場 | × | ○ | | |
| | 西河原公園北庭球場 | × | ○ | | |
| | 西河原公園南庭球場 | × | ○ | | |
| | 忍頂寺スポーツ公園庭球場 | × | ○ | | |
| | 郡山公園庭球場 | × | ○ | | |
| | 西河原公園屋内運動場 | × | | △ | 20時以降の利用を制限する。 |
| | 春日丘運動広場弓道場 | × | | ○ | |
| | IBALAB@広場 | △ | 広場利用の新規予約受付を停止する。 | △ | カフェについては大阪府の要請に従って運営を行う。 |
| | 忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘 | × | 予約受付は実施。 | ○ | |

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 6/1 ～6/20 (前週) | 対策等 | 6/21 ～7/11 | 対策等 |
|--------------|---------------|----------------------|------------|---------------|--|
| コミュニティセンター | 葦原コミュニティセンター | × | 貸室予約受付は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。）の利用を制限する。大声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 |
| | 中津コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 庄栄コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 水尾コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 郡コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 西河原コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 穂積コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 畑田コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 東コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 豊川コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 彩都西コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 三島コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 大池コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 春日コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 東奈良コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 沢池コミュニティセンター | × | | △ | |
| | 山手台コミュニティセンター | × | | △ | |
| 玉櫛コミュニティセンター | × | △ | | | |
| 公民館 | 茨木公民館 | × | 予約受付は実施 | △ | 施設の利用は午後8時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。 |
| | 春日丘公民館 | × | | △ | |
| | 中条公民館 | × | | △ | |
| | 安威公民館 | × | | △ | |
| | 玉島公民館 | × | | △ | |
| | 福井公民館 | × | | △ | |
| | 清溪公民館 | × | | △ | |
| | 見山公民館 | × | | △ | |
| | 石河公民館 | × | | △ | |
| | 太田公民館 | × | | △ | |
| | 太田公民館分室 | × | | △ | |
| | 天王公民館 | × | | △ | |
| | 郡山公民館 | × | | △ | |
| | 耳原公民館 | × | | △ | |
| | 白川公民館 | × | | △ | |
| 西公民館 | × | △ | | | |

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 6/1 ～6/20 (前回) | 対策等 | 6/21 ～7/11 | 対策等 |
|----------------|----------------------------|----------------------|--|---------------|--|
| いのち・愛・ゆめセンター | 豊川いのち・愛・ゆめセンター | × | 貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。 | △ | 夜間区分の一部（20時以降。）の利用を制限する。大声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 |
| | 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター | × | | △ | |
| | 総持寺いのち・愛・ゆめセンター | × | | △ | |
| 文化施設 | 文化財資料館 | × | 休館とする | ○ | |
| | キリシタン遺物史料館 | × | 休館とする | ○ | |
| | 川端康成文学館 | × | | ○ | |
| | 市立ギャラリー | × | | ○ | |
| プラネタリウム（天文観望室） | | × | | ○ | |
| 青少年 | 上中条青少年センター | × | 予約受付は実施 | △ | 施設の利用は午後8時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。 |
| | 青少年野外活動センター | × | 予約受付は実施 | △ | 共用施設の利用は午後8時までとする。 イベント中の共用施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。 |
| 図書館 | 中央図書館（富士正晴記念館含む。） | △ | 中央・中条・水尾・庄栄・穂積図書館・移動図書館で予約受付・予約資料の貸出を実施。 （大池・豊川・白川・天王・玉島・山手台・太田・彩都西分室を除く） | ○ | 滞在時間等一部制限あり。 |
| 里山センター（森の学び舎） | | × | 6/20まで閉館（バーベキューも休止） | ○ | 会議室等の貸室については、収容率の100%以下（条件あり）とする。芝生広場・バーベキュー等については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。 |
| 公園駐車場 | 彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園 | △ | 6月20日まで、駐車場を閉鎖 | ○ | |

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

昨日、国において、大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されたことを踏まえ、本日、第53回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、6月21日から7月11日までのまん延防止等重点措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。貴市町村におかれても、引き続きの感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

あわせて、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 まん延防止等重点措置に基づく要請

別添資料2 第53回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課

柴田・工藤・新井(内4947、4948)

① 区域 ※区域の状況については別紙のとおり

措置区域：33市

(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市)

その他の区域：10町村

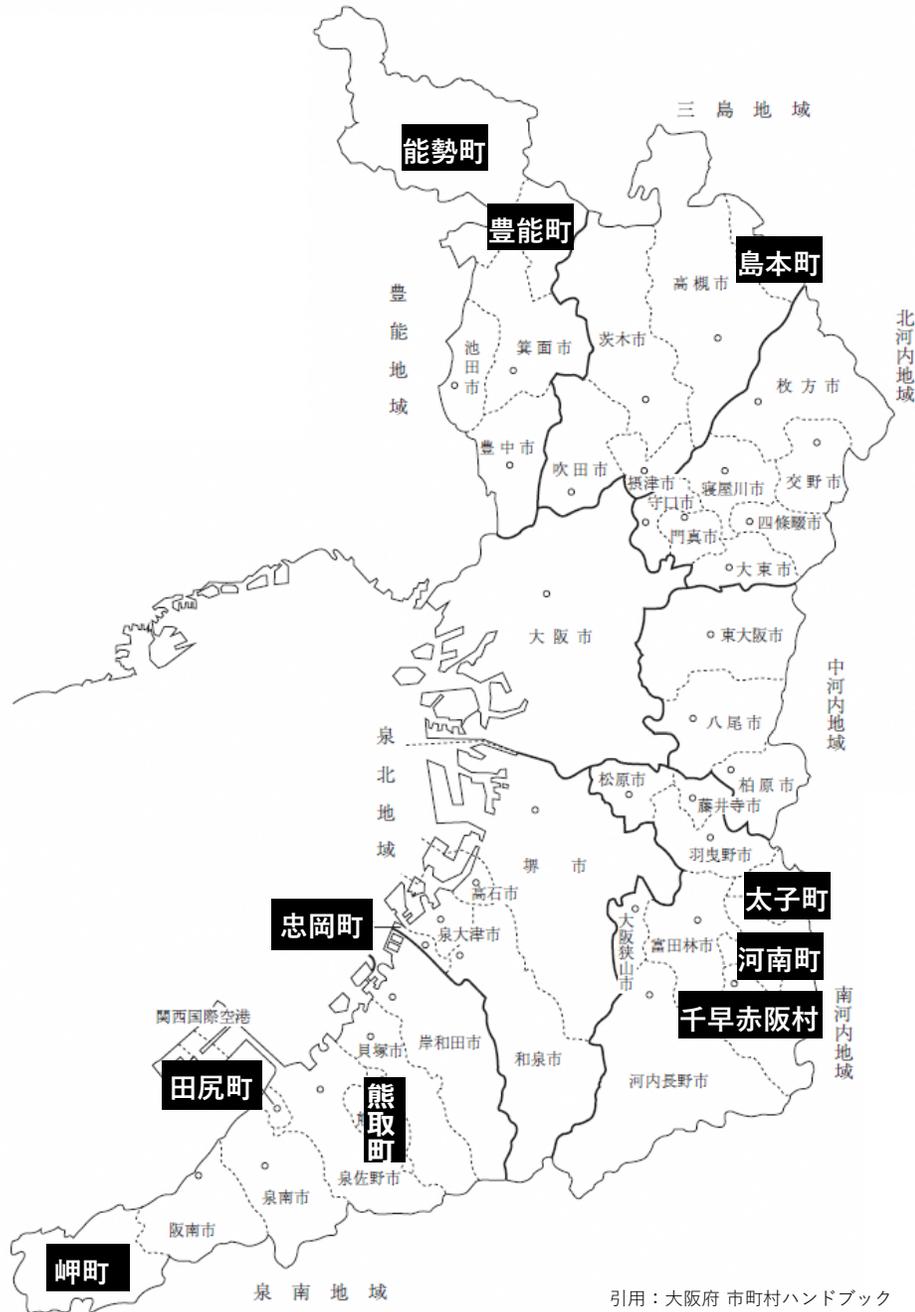
(島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村)

② 要請期間 まん延防止等重点措置を実施すべき期間（6月21日～7月11日）

- ◆府内市町村別の人口・食品衛生法に基づく飲食店許可件数・陽性者数（直近1週間・累計）については以下表のとおり。
- ◆全ての項目において、市のみ（町村以外）で、府域の98%以上を占める。

【府内市町村の状況】

| | 人口 (R3/5/1) | 飲食店許可件数 (R3/5/31) | 陽性者数 (6/11~17) | 陽性者数 (累計 6/17時点) |
|-------------|----------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|
| 政令市 | 3,577,176 | 69,600 | 401 | 51,794 |
| その他市 | 5,051,324 | 40,211 | 288 | 46,686 |
| 市合計 | 8,628,500 (98%) | 109,811 (99%) | 689 (99%) | 98,480 (99%) |
| 町村合計 | 174,556 (2%) | 1,099 (1%) | 5 (1%) | 1,083 (1%) |
| 総合計 | 8,803,056 | 110,910 | 694 | 99,563 |



引用：大阪府 市町村ハンドブック

③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- **不要不急の外出は自粛すること**（特措法第24条第9項に基づく）
 - **不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること**
（法第24条第9項に基づく）
 - **感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること**（法第24条第9項に基づく）
-
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと（法第31条の6第2項に基づく）
 - 2人以下※1のマスク会食※2の徹底（法第24条第9項に基づく）
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
 - 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること（法第24条第9項に基づく）
 - 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（法第24条第9項に基づく）

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること
 - ・ クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ・ 旅行（合宿を含む）や自宅、友人宅での飲み会
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。
- 業種別ガイドラインを遵守すること

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

| 収容率※1 | | 人数上限※1 | 営業時間短縮 |
|--|---|--------|---------|
| 大声なし※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 | 大声あり※2 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 | 5,000人 | 21時まで※4 |
| 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） | 50%以内※3 （席がない場合は十分な間隔） | | |

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、措置区域：20時まで、その他の区域：21時まで

（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、措置区域：11時～19時、その他の区域：11時～20時）

（イベントを開催する場合の要請内容）

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

➤ イベントを開催する施設は、上記のイベントの開催要件を守ること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店等への要請

| 施設 | 要請内容 | |
|---|---|---|
| | 措置区域(法第31条の6第1項) | その他の区域(法第24条第9項) |
| 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設 | <input type="radio"/> 営業時間短縮（20時まで） <input type="radio"/> 酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※2で、同一グループの入店を原則2人以内※3とする店舗は提供可能(11時～19時) <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛 | <input type="radio"/> 営業時間短縮（21時まで） <input type="radio"/> 酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※2で、同一グループの入店を原則2人以内※3とする店舗は提供可能(11時～20時) <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛 |

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 ①ゴールドステッカー認証店舗 又は ②ゴールドステッカーの認証申請店舗（申請をするまでの酒類提供は自粛）
 ※酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請に加え、対策項目チェックリストに基づく自己確認を行うこと
【7月11日までに府が実施する見回り時に、ゴールドステッカーの申請（申請番号）及び対策項目チェックリストを確認】

※3 同居家族の場合は除く

【営業にあたっての要請事項】

（措置区域：特措法第31条の6第1項、その他の区域：法第24条第9項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

国の4要件に加え、府独自基準を設定。（以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要）

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

・手指消毒の徹底

・食事中以外のマスク着用の推奨

・換気の徹底、CO2センサーの設置

・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨

・コロナ対策リーダーの設置 等

受付開始

6月16日（水）

※府HPで、「要綱」「認証基準」「コロナ対策リーダー研修教材」及び、「WEB説明会の動画」等を掲載中

HP

大阪府 感染防止認証ゴールドステッカー



問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、19（土）、20（日）は開設



● 施設について（府有施設を含む）

飲食店等以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

| 施設の種類 | 内 訳 | 要請内容 |
|-------|---|--|
| | | 措置区域の 1000㎡超の施設 |
| 商業施設 | 大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） | 【営業時間】 20時まで 【その他】 入場整理等 （法に基づかない働きかけ） |
| 遊技施設 | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等 | |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 | |
| サービス業 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等 | |

●施設について（府有施設を含む）

飲食店等以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

| 施設の種類 | 内 訳 | 要請内容 | | |
|---------------|--|--|--|--------|
| | | 措置区域 | | その他の区域 |
| | | 1000㎡超 | 1000㎡以下 | |
| 運動・遊技施設 ※1 | 体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、 スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニ ス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 テーマパーク、遊園地 等 | 【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【営業時間】 ・イベント：21時まで ・イベント以外：20時まで 【その他】 入場整理等 （法に基づかない働きかけ） | 【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【営業時間】 ・21時まで 【その他】 入場整理等 （法に基づかない働きかけ） | |
| 博物館等 | 博物館、美術館等 | | | |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館※2、演芸場 | | | |
| 遊興施設 | ライブハウス※3 | | | |
| 集会・展示施設 | 公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等 | | | |
| ホテル・旅館 | ホテル・旅館 （集会の用に供する部分に限る） | | | |

※1：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーは、「イベント以外」に該当 ※2：映画館の通常営業は21時まで

※3：飲食店営業許可を受けている施設について、イベントに関する要請に加え、飲食店と同様の要請も実施

まん延防止等重点措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日6/18(金)は22時まで

6/19(土)、6/20(日)は9時30分～17時30分

開設

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

各 位

第 53 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第 53 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和 3 年 6 月 18 日 (金) 15 時 00 分から 15 時 40 分まで
2. 場所 : 大阪府新別館南館 8 階 大研修室

【結果概要】

(1) まん延防止等重点措置に基づく要請等

- 措置区域は、町村以外の 33 市。要請期間は、6 月 21 日から 7 月 11 日まで。
- 府民には、「不要不急の外出自粛」「不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること」「感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛」等を要請。
- 大学等には、「発熱等の症状がある学生の登校や活動参加を控えることの周知徹底」「部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食の自粛徹底」「旅行（合宿含む）や自宅、友人宅での飲み会の自粛徹底」等を要請。
- イベントの開催は、府全域を対象に、以下の開催制限を要請。

| 収容率 | | 上限人数 | 営業時間短縮 |
|----------------|---------------|--------|--------|
| 大声なし 100%以内 | 大声あり 50%以内 | 5000 人 | 21 時まで |

- 飲食店等は、以下のとおり要請。
 - ・営業時間短縮（措置区域：20 時まで、その他の区域：21 時まで）
 - ・酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛。ただし、ゴールドステッカー認証又は申請済み店舗で、同一グループの入店を原則 2 人以内とする店舗は提供可能（措置区域：11 時～19 時、その他の区域：11 時～20 時）
 - ・カラオケ設備の利用自粛
- 商業施設、運動施設等は、措置区域の 1000 m²超の施設について、20 時（運動施設等のイベントは 21 時）までの営業時間短縮要請。イベントを開催する施設は、イベント開催要件を守ること。
- 措置の実効性確保のため、最大 400 班（800 人）体制で、見回りを実施（17：00～20：00）。加えて、営業時間短縮要請にかかる現地確認のため、最大 50 人体制で、見回りを実施（20：00～21：00）。

(2) 「大阪モデル」について

- 緊急事態措置解除後、重症病床使用率（「非常事態」探知指標）の分母の確保病床数を、病床確保計画（6 月 9 日改定）に定めた「一般医療と両立可能な確保病床 250 床（フェーズ 3）」に変更する。
- 大阪モデル「非常事態」（赤色信号）解除基準を満たした場合の対応について、「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の可否を決定する。第四波においては、デルタ株などの影響を勘案し、上記措置期間中は、赤色信号を点灯させたままとする。

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/53kaigi.html

令和 3 年 6 月 18 日

大阪府危機管理監 森岡 武一